

重点分野「社会保険に関する手続」の論点
＜厚生労働省＞

経済団体からは、①同一資本の企業グループ内における社会保険業務を、グループ内のシェアードサービス会社が行う場合に、社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）第 27 条の「業務の制限」の対象外とすべき、②「①」の実現が困難な場合には、シェアードサービス会社に所属する「勤務社労士」に対して、企業グループ内の別法人の社会保険業務（作成・届出）の実施を早急に認めるべき、といった要望が挙げられている（平成 31 年 1 月 31 日行政手続部会）。

これに関連して、以下の点に関し御教示ください。

- ① 現行制度上、シェアード会社に勤務社労士が勤務している場合に、提出書類等の省略などの何らかの社会保険申請手続上のメリットはあるのか。
- ② 勤務社労士は、勤務する事業所を登録することとされているが、複数事業所を登録して（例えば、シェアード会社とグループ内の複数の事業会社）、電子申請等の手続を行うことは可能か。
- ③ 厚生労働省から、「シェアード会社の従業員に社会保険労務士がおり当該社会保険労務士に直接委託する場合、・・・電子申請等の手続を行うことは可能。」との御回答をいただいた（平成 29 年 10 月 5 日行政手続部会第 1 検討チーム）。シェアード会社の従業員である社労士にグループ会社が直接委託する場合に、雇用契約や就業規則等を考慮すれば、勤務時間中にシェアード会社から賃金を得て行う業務として、社会保険申請手続を行うことも可能であるという趣旨であると理解してよいか。仮に勤務時間中の業務でないとすれば、従業員である社労士はグループ会社以外から直接委託を受けることも可能か。
- ④ 国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者であるという点では、勤務社労士と開業社労士は、専門能力として同水準であると考えられる。勤務社労士が所属しているシェアード会社におけるグループ会社にかかる社会保険申請等手続についても、法 27 条但書の業務制限解除（現行政令上は、公認会計士、税理士等に関する付随業務等が対象となっている）に追加することにより、かかる手続を行える旨を明確化すべきではないか。

(参考) 社会保険労務士法では、社会保険労務士となる資格を有するものが社会保険労務士となるには、「社会保険労務士名簿」に氏名、生年月日等を登録しなければならないが(社会保険労務士法第14条の2)、その際、同条第2項に基づく登録(いわゆる開業社労士)と同条第3項に基づく登録(いわゆる勤務社労士)に分類される。他人の求めに応じ報酬を得て、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成を行うためには、第2項に基づく登録が必要とされている。

◎社会保険労務士法(抄)

(社会保険労務士の業務)

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。)に基づいて申請書等(行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。以下同じ。)を作成すること。

二・三 (略)

2～4 (略)

(登録)

第十四条の二 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。)は、事務所(社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所)を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

3 事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。)に勤務し、第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士(以下「勤務社会保険労務士」という。)は、社会保険労務士名簿に、第一項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(業務の制限)

第二十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。